

## 1.水先料（参考）

水先料は、平成 18 年の水先法（昭和 24 年法律第 121 号）の一部改正により、上限認可・届出料金制度に改正され、平成 20 年 4 月 1 日より施行されています。

本料率表は、水先人が上限認可申請において、原価計算書等の添付を省略できる場合の国土交通大臣が公示（平成 24 年 2 月 10 日付け国海技第 157 号、平成 28 年 12 月 21 日付け国海技第 301 号及び令和元年 9 月 4 日付け国海枝大 181 号）する上限額を抜粋して記載しています。

(1) 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。

別表

水先区 の 名 称	水先をする船舶の運航区 分	水先料の額（単位 円）					
		日出から日没までの間において水先をする場合					日没か ら日出 までの 間にお いて水 先をす る場合
		えい航される船舶以外の船舶の場合				えい航 される 船舶の 場合	
		船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 5 条第 3 項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合		多層甲板船の場合			
		総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が 3 メートル以下である場合	基本額	加算額	総トン数が千トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合		
伊勢 三 河 湾 水 先 区	伊勢湾入口と四日市港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277	総トン数千トン（千トンに満たないものは千トンとする。）を増すごとに加算額を、喫水 30 センチメートル（30 センチメートルに満たないものは 30 センチメートルとする。）を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合の欄に掲げる額（以下「基本料の額」という。）の 100 分の 100 に相当する額の範囲内で加算額に割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の 100 分の 180 に相当する額	
	四日市港の境界付近と三河港の境界付近との間の航行	①110,064 ② 65,721	2,574				
	四日市港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277				
	四日市港への入港又は同港からの出港	① 69,389 ② 25,046	1,040				
	四日市港内における転びよう	① 69,389 ② 25,046	1,040				
	名古屋港の境界付近と四日市港の境界付近との間の航行	① 12,970 ② 3,611	170				

	四日市港第3区内のシーバースへの着船又は同シーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				
	四日市港第3区への入港（シーバースへの着船を除く。）又は同港第3区からの出港（シーバースからの発船を除く。）	① 39,095 ② 29,736	1,128				

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 加算割増率は、次の算式により算出する。  

$$K = \{ (3.5 / 1,000) \times L^3 - T \times 1.2 \} / 1,000$$
Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。  
Lは、船舶の長さ（メートル）の値  
Tは、総トン数（千トン以下の場合には千トン）の値
- この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数1万トン以上の船舶に、「②の欄」は、総トン数1万トン未満の船舶に適用する。

(2) 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の110に相当する額とする。

	左 欄	右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港湾において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を越えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を越えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額

2 2人の水先人が交代で8時間以上引き続き水先をする場合	別表に定める水先料の額にその100分の10に相当する額を加えた額
3 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合	別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
4 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合	別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

(3) 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先

(4) 2人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表第2及び4の割増額を除く。）からその100分の15（法第35条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあっては100分の25）に相当する額を減じた額とする。

(5) 法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第19条の4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における1日の航海の回数が1年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均1回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの限定による水先料の額（第2項の表4の割増額を除く。）からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

(6) 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5400円の100分の110に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分ごとに5400円）を加えた額とする。